長崎県産品新規販路開拓事業業務 質問回答書

質問 受付日	該当箇所	質問	回答
4/5	企画提案書の 作成及び提出	提案の件数の捉え方について、提案 1 件とは仕様書 5(4)販促活動にて「現地で開催される食の見本市・商談会等への出展」で 1 件とカウントされるのでしょうか。 例えば、上記にプラスして「現地卸先飲食店オーナー、シェフ等を対象とした試食・試飲会の開催」も提案する場合は 2 件という扱いになりますか。	各品目における提案の中で、「現地で開催される食の見本市・商談会等への出展」と「現地卸先飲食店オーナー、シェフ等を対象とした試食・試飲会の開催」はそれぞれ1件としてカウントします。
4/5	仕様書(5 業 務の内容)	県内事業者等(5社以上)を選ぶ際、指定のデータベース(長崎県産品データベース https://nagasakisanpin-database.jp/)に記載されている業者の中から抽出するという理解で合っていますか。	データベースに登録のない企業を選ぶことも可能ですが、その場合には可能な限り「長崎県産品データベース」への商品登録を働きかけてください。
4/5	仕様書(5 業 務の内容)	プロジェクト初動に事業者と接触する際、長崎県が 実施しているプロジェクトであることを裏付けるよう な書面等によるご支援を長崎県より仰ぐことは可能 ですか。	可能です。 事業者との初回面談について、日程調整等は受託者にて 行っていただきますが、可能な限り県も同行する予定です。
4/5	企画提案書の 作成及び提出	企画提案書に記載する類似実績は、連携する海外 現地の会社の実績も評価の対象となりますか。	類似実績は提案事業者が実施したものを想定しています。
4/5	仕様書(7 委 託条件)	成果物にある「業務の実施結果を示した報告書」と「業務成果報告書」は、別の成果物ですか。別の場合、それぞれの違いを教えてもらえますか。	仕様書に記載ある「成果品として業務の実施結果を示した 報告書、印刷物及び電子データ等」を一式に取りまとめたも のをここでいう「業務成果報告書」としています。